

市川市建設工事業務委託等検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、市川市委託契約等の検査に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条にある、設計、測量、地質調査その他の工事に関する業務委託に係る委託（以下「建設工事業務委託等」という。）の検査に関し、「要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 「要綱」第3条及び第12条にある、建設工事業務委託等の対象とする業務は、土木、建築その他工作物の建設、改築等の事業に係る測量・地質測量等の調査業務及び設計・計画等の建設コンサルタント業務で、市川市建設工事業務委託等成績評定要領に規定する業務をいう。

(検査対象)

第3 この要領において対象となるものは、建設工事業務委託等で契約金額が500万円を超えるものを対象とする。ただし、市川市建設工事等請負業者資格審査会に諮ったものについては、契約金額にかかわらず検査対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず建設事業以前の段階にある政策立案等の業務、土地区画整理事業の換地業務、用地買収等の不動産鑑定や登記業務等の事務的業務は対象としない。

(検査の種類)

第4 建設工事業務委託等の検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完了検査 業務委託の完了を確認するための検査をいう。

(2) 出来形検査 業務委託の完了前に、代価の一部を支払う必要がある場合において、業務委託の既済部分（性質上可分の業務委託の完済部分及び指定部分の完了部分を含む。）を確認するための検査をいう。

(3) 中間検査 委託業務の完了前に、性質上可分である既済部分について、技術的な確認をするための検査をいう。

(検査の依頼等)

第5 第4の各検査の依頼・通知については、「要綱」に準じて、予算担当課長は検査依頼書（様式第6号）を、技術管理課長は、検査通知書（様式第7

号)を送付するものとする。

なお、中間検査の場合はその内容を、出来形検査の場合は内容及び出来形金額を技術管理課長に通知するものとする。

(検査の方法)

- 第6 検査は、契約書、図面、仕様書、市川市建設工事業務委託等検査基準及びその他関係図書と、管理記録及び成果品を対比して、その合否を判定するものとする。
- 2 中間検査は、予算担当課長または技術管理課長が必要と認めた場合に実施するものとする。
 - 3 完了検査時において、市川市建設工事業務委託等成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づき、業務委託の成績を評定するものとする。

(検査の実施)

- 第7 第4の各検査を行ったときは、検査調書を作成し決裁を受けるものとする。
- なお、完了検査を行ったときは、「評定要領」にある建設工事業務委託等成績評定表（別記様式第1-1、又は別記様式第1-2）を作成し、これを検査調書に添付し決裁を受けるものとする。
- 2 建設工事業務委託等の各検査の結果及び評定点については、「要綱」の委託契約検査台帳に記載するものとする。

(附則)

この要領は、平成16年7月1日から施行するものとし、平成16年7月1日以降の契約業務から適用するものとする。

(附則)

この要領は、平成18年6月16日から施行する。

(附則)

この要領は、平成19年5月7日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。